



質の向上Navi 令和3年10月発行号

～サービスの質の向上に役立つ情報をお届けします～

発行 世田谷区 保健福祉政策部 保健福祉政策課 電話5432-2605 FAX5432-3017

日ごろより、保健福祉サービスの質の向上へのご理解ご協力ありがとうございます。
『質の向上Navi』は、保健福祉サービス事業者の皆様へ役立つ情報を発信しております。
事業所内で掲示、回覧等をお願いします！

～ 虐待の防止と早期発見のために ～

自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されること、つまり人生を尊厳をもって過ごすことは、支援の有無に関わらず私たちの権利です。しかし、現実には家族や親族、福祉施設等の従業者などが、高齢者や障害者、児童などの人権を侵害する「虐待」が後を絶ちません。また、虐待を受けて辛くて不満があっても、立場上、声をあげられない方がいます。

現在、コロナ禍による社会や環境の変化、感染症予防の観点から閉鎖的にならざるを得ず第三者の目が入りづらい、そして、長く続いている感染予防策の実施等により施設職員の方々も疲労が蓄積し、ストレスが溜まっている状況であると思われることから「虐待」が起きやすい状況下にあると考えられます。



今号では、「虐待」について特集します。虐待について再度意識するきっかけとしていただき、早期発見・早期対応に役立てていただきたいと思います。

1 虐待とは ～暴力だけが虐待ではありません！～

虐待には様々な様態があり、次のようなことも虐待に含まれます。「高齢者虐待」は虐待をしている人に自覚があるとは限らず、高齢者が危険な状況に陥っていても虐待の自覚がないことが多いのも特徴です。

【身体的虐待】

殴る、蹴る、叩く、やけどを負わせるなど、体に傷や痛みを負わせること。外部との接触を意図的に断つこと。部屋に閉じ込める、過剰な投薬、適正な手続きが取られていない身体拘束など、身動きがとれない状態にすること。

【心理的虐待】

暴言、無視、嫌がらせなど、言葉や態度で精神的な苦痛を与えること。

【ネグレクト(放棄・放任)】

必要な医療・介護サービスの利用をさせない、食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること。同居人等による虐待と同様の行為を放置すること。

【性的虐待】

本人が嫌がる性的な行為やその強要、人前で排せつ行為をさせたりおむつ交換をする、下半身を裸にしたり下着のままに放置することなど。

【経済的虐待】

本人の同意なしに(あるいはだまして)財産や年金、賃金などを使ったり、正当な理由もなく金銭を与えないこと。

◆虐待者となりうるのは

- ・家族や親族、同居人などの養護者
- ・福祉施設等の従業者
- ・障害者を雇用する事業主などの使用者



区ホームページのほか、東京都ホームページにも虐待に関する情報が掲載されています。虐待チェックシートなども掲載されていますので参考にしてみてください。

東京都福祉保健局ホームページ>
高齢者虐待防止と権利擁護>
高齢者虐待を知る➡ ➡ ➡ ➡



施設などでの安易な身体拘束も虐待です！

介護保険施設等では、緊急やむを得ない場合を除き「身体拘束」は禁止されています。緊急やむを得ない場合とは、
①切迫性：生命身体が危険にさらされる可能性が著しく高い、
②非代替性：他に代わりになる介護方法がない、
③一時性：一時的なものである、という3つの要件すべてを満たす場合です。要件に該当するかの判断は担当の職員個人又は数名で行うのではなく、施設全体で判断することが必要であり、行う場合には、その態様及び時間、入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録することも必要です。



2 心あたりありませんか？

顕在化した虐待以外にも、放置することで蓄積・エスカレートし、虐待につながってしまう「不適切なケア」が存在する可能性があります。早期に発見し改善することが求められます。

- ◆虐待をしているという自覚がないが虐待的対応になっている
- ◆虐待をするつもりはなかったが、結果的に虐待になってしまった
- ◆虐待とは言い切れないが不適切なケア

本人が喜んでいる、楽しんでいると思っていたら本当は嫌がっていたということもあります。中には、嫌と感じていても意思表示できない利用者もいるため注意が必要です！



一人で外に出ると危険なので部屋に閉じ込めた

「何度言ったらわかるの！」など威圧的口調・命令口調で話す

行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させた

車いすから立ち上がらないようにベルトや机を使用して行動を制限した

心あたりあるかも…



3 通報に関する法令

家族による虐待や福祉施設等における虐待の事案が、家庭や施設内で抱え込まれたり隠蔽されることなく、早期発見・早期対応をすることで利用者の人権を守るため、次のような法令が設けられています。

【高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法】

①通報は義務です！

虐待を見つけたら、速やかに区市町村に通報する義務があります。虐待かどうか証明する必要はありません。虐待を疑われる理由(状況)を伝えるだけで十分です。

②守秘義務違反にはあたりません！

虐待の通報の義務は守秘義務に優先し、守秘義務違反にはなりません。虐待やその疑いを発見したら、ためらわずに通報・相談しましょう。

③不利益な扱いは禁止されています！

通報・相談者の氏名等、個人情報や施設や外部に明かすことはありません。秘密は保護されます。また、通報・相談を行ったことを理由に、解雇、降格、減給、退職の強要などの不利益な取扱いを受けないことが法に規定されています。

4 通報・相談先について ~気になることがあればまずはご相談ください！~

◆総合支所保健福祉センター保健福祉課地域支援担当

- 世田谷 03-5432-2850
- 北沢 03-6804-8701
- 玉川 03-3702-1894
- 砧 03-3482-8193
- 烏山 03-3326-6136

◆高齢者安心コール(相談) 03-5432-1010

◆緊急の場合は警察 110番

◆救急は消防 119番

◆あんしんすこやかセンター(28か所)

地域を管轄しているあんしんすこやかセンターにご相談ください。管轄については区ホームページをご確認ください。(ページ番号:40698)

区ホームページ>福祉・健康>高齢・介護>各種相談窓口>

あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)一覧



※なお、施設等で職員等の不適切な行為が発覚した場合には、事故報告書の提出が必要です。詳しくは下記ホームページをご確認ください。



事業所で受け付けた苦情は、世田谷区保健福祉サービス苦情取扱要綱に基づき、区(担当課)への報告について今後ご協力をお願いいたします！

◆詳しい説明や報告書様式のダウンロードは、区ホームページをご覧ください。(ページ番号:29537)
世田谷区トップページ>福祉健康>地域保健福祉>保健福祉サービスの質の向上>保健福祉サービス苦情・事故報告書
URL <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/008/d00029537.html>